

(介 134)

令和 3 年 12 月 21 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して
通いの場等の取組を実施するための留意事項について（その2）

新型コロナウイルス感染症対応におきましてはご尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、感染拡大防止に配慮した通いの場等の取組における留意事項等につきましては、令和2年6月5日付（介59）文書等にてご連絡申し上げてきたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日）が発出され、「政府は、地方公共団体と連携し、外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保を行う」こととされました。これを踏まえ、感染防止対策を確保した上で、通いの場や認知症カフェ等の取組を実施するために参考となるよう、厚生労働省において留意事項の一部が見直され、事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報vol.1022

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について（その2）

（令3.12.15事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症の感染防止
に配慮して通いの場等の取組を実施す
るための留意事項について（その2）

計10枚（本紙を除く）

Vol.1022

令和3年12月15日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課 老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 2171、3947、3979)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年12月15日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施
するための留意事項について（その2）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した介護予防の取組の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が発出され、「政府は、地方公共団体と連携し、外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保を行う」こととされました。

これまで、厚生労働省において

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）」（令和3年1月7日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡）

等をお示しし、各自治体において、感染防止に配慮しつつ、地域の実情を踏まえた介護予防・見守り等の取組を積極的に進めていただいているところです。

今般改定された基本的対処方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を確保した上で、通いの場や認知症カフェ等の取組を実施するために参考となるよう、別紙のとおり、留意事項を一部見直しましたので、改めてお示しいたします。外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、地域の実情を踏まえた介護予防・見守り等の取組の更なる推進をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して
通いの場等の取組を実施するための留意事項(令和3年12月版)

1. 基本的な考え方

- 地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、開催の可否や実施方法について、検討する。その際、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職の助言を得ることが望ましい。
- その上で、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、通いの場を開催するためには、
 - ・ 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けること、
 - ・ 運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」を実践することが重要である。
- このため、運営者・リーダーは、例えば、
 - ・ 換気状況や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所(広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等)や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、
 - ・ 共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。
- 今般お示しする留意事項とともに、ワクチン接種歴や陰性の検査結果等も踏まえ、外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、感染防止対策を確保した上で、通いの場等の取組を実施していただきたい。

2. 通いの場等の取組における留意事項

＜感染防止に向けた留意事項＞

- 運営者・リーダー、参加者ともに、事前に体温を計測し、発熱や風邪の症状がある場合は、参加を控えること。
- 運営者・リーダーは、参加者名簿(連絡先含む)を作成の上、開始前に参加者の体温や体調を確認し、記録する。発熱等が認められる場合には、参加を断ること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、症状がなくてもマスクを着用すること。また、できる限り、目・鼻・口は触らないようにすること。
- 複数の人の手が触れる場所や物(手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など)は、適宜、消毒すること。
- 運営者・リーダー、参加者ともに、手洗い(アルコール消毒による手指消毒でも可)を徹底すること。
- 室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気(2方向の窓を、1回、数分程度、全開にするなど)を行うこと。
- 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上(できるだけ2m

(最低1m))空けること。

- 文字(紙)や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。
- 会話をする際は、正面に立つこと等を可能な限り避けることや、十分な距離を保つこと、マスクを着用することを徹底すること。
- 活動終了時の体調確認と手洗いを励行すること。
- 運営者・リーダーは、参加しなくなった者に対し、必要に応じ、市町村の担当者等と連携し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行うこと。

<体操など身体を動かす活動をする場合>

- マスクを着けて運動をする場合は、マスクをしないときに比べて身体への負荷が著しく大きくなる可能性があるため、かかりつけ医の意見等も踏まえ、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなど配慮すること。
- 熱中症予防の観点から、こまめな水分補給や室温調整等を行うこと。なお、屋外で人と十分な距離(2m以上)を確保できる場合は、マスクをはずす。

<会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合>

- 座席の配置について、対面は避ける、間隔を確保する(又はパーティション(アクリル板等)を設置する)などの工夫を行うこと。
- 食事中以外は、マスクを着用すること。
- 会食等に当たり、大皿は避けて、料理は個別に配膳するとともに、茶菓は個別包装されたものが望ましい。
- 手や口が触れるようなもの(食器やコップ、箸など)は、使い捨てのものにしたり、洗剤で適切に洗浄すること。

3. 市町村における留意事項

- 通いの場等の取組の開催に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、通いの場の運営者・リーダー等からの相談等に適切に対応すること。
- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の区域に含まれることとなった場合の他、感染拡大の傾向がみられる場合には、歌を控える、息が荒くなるような運動は避ける、5人以上の会食を控えるなどの対策を講じるよう支援すること。
- 通いの場への参加を控える高齢者に対しては、参加の促進とあわせて、
 - ・ 高齢者の方々が居宅においても健康を維持できるよう、特設 Web サイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」や同サイトに掲載しているリーフレット等を活用して、運動、食生活や口腔ケア、人との交流のポイント等について、引き続き情報提供するとともに、
 - ・ 必要に応じ、心身の状況や生活の実態などを訪問等により把握し、参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐなど適切な支援を行うこと。
- また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」(令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)や「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介

護予防・見守り等の取組の推進について(自治体等の取組事例の周知)」(令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡)等も参考に、ICTの活用や住民間での個別訪問を組み合わせるなど、通いの場等が集まる取組にとどまらず、社会参加や地域づくりにつながる多様な取組の展開についても検討いただきたい。なお、今後も参考となる取組事例を収集し、周知していく予定である。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 ポスター・リーフレット集(内閣官房)
<https://corona.go.jp/proposal/>
- ・ 新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_0001.html#Q1-2
- ・ 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省、消費者庁)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」(令和2年5月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000644296.pdf>
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について(自治体等の取組事例の周知)」(令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000730984.pdf>
- ・ 「感染防止に配慮したつながり支援等の事例集」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html
- ・ 特設 Web サイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」
<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>
- ・ 外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引き
 - ①認知症カフェ企画運営者向け
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000692601.pdf>
 - ②認知症カフェ参加者(認知症の本人と家族)向け
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000692602.pdf>

【参考】

令和2年5月29日事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡））別紙における記載と今回の事務連絡での変更点

1. 基本的な考え方

（傍線の部分は変更部分）

今回の事務連絡	令和2年5月29日事務連絡
（略） ○ その上で、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮し、通いの場を開催するためには、 ・ 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けること、 ・ 運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い<u>などの手指衛生</u>」、「<u>換気</u>」を実践することが重要である。 ○ このため、運営者・リーダーは、例えば、 ・ 換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所（広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等）や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、 ・ 共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う等の対応を行うことが考えられる。	（略） ○ その上で、新型コロナウイルス感染症の感染<u>拡大</u>防止に配慮し、通いの場を開催するためには、 ・ 「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けること、 ・ 運営者・リーダー、参加者ともに感染防止の基本である「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」を実践することが重要である。 ○ このため、運営者・リーダーは、<u>まず新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて</u>、例えば、 ・ <u>飛沫感染については</u>、換気の状態や参加者同士の距離などを考慮し、開催場所（広さ、公民館などの屋内・公園などの屋外等）や時間、回数、参加人数、プログラム等を設定するとともに、 ・ <u>接触感染については</u>、共有物品や、ドアノブなど手に触れる場所

○ 今般お示しする留意事項とともに、<u>ワクチン接種歴や陰性の検査結果等</u>も踏まえ、<u>外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、感染防止対策を確保した上で、通いの場等の取組を実施して</u>いただきたい。	とその頻度について特定し、消毒が必要な場所の確認や、触れる箇所を減らす工夫を行う 等の対応を行うことが考えられる。 ○ 今般お示しする留意事項も踏まえ、<u>感染拡大防止のための対応を検討いただくとともに、事前に感染防止のための留意事項を周知すること等を通じ、運営者・リーダー、参加者ともに感染を広げないよう意識して取り組んで</u>いただきたい。
--	--

2. 通いの場等の取組における留意事項

(傍線の部分は変更部分)

今回の事務連絡	令和2年5月29日事務連絡
<感染防止に向けた留意事項> (略) ○ 複数の人の手が触れる場所や物（手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など）は、適宜、消毒すること。 (略) ○ 文字（紙）や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。	<感染<u>拡大</u>防止に向けた留意事項> (略) ○ 複数の人の手が触れる場所や物（手すり、ドアノブ、テーブル、椅子など）は、適宜、<u>塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム 0.05%）やアルコール等で</u>消毒すること。 (略) ○ <u>歌を控えるとともに、</u>文字（紙）や録音した音源、マイク等を活用するなど、大きな声を出す機会を少なくすること。

(略) <体操など身体を動かす活動をする場合> <u>(削除)</u> (略) <会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合> ○ 座席の配置について、対面<u>は避ける、間隔を確保する（又はパーティション（アクリル板等）を設置する）</u>などの工夫を行うこと。 ○ <u>食事中以外は、マスクを着用すること。</u> (略)	(略) <体操など身体を動かす活動をする場合> ○ <u>息が荒くなるような運動は避けること。</u> (略) <会食や茶話会など飲食を伴う活動をする場合> ○ 座席の配置について、対面<u>ではなく、横並びで座る</u>などの工夫を行うこと。 <u>(追加)</u> (略)
---	--

3. 市町村における留意事項

(傍線の部分は変更部分)

今回の事務連絡	令和2年5月29日事務連絡
○ 通いの場等の取組の<u>開催</u>に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、通いの場の運営者・リーダー等からの相談等に適切に対応すること。 ○ <u>緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の区域に含まれることとなった場合の他、感染拡大の傾向がみられる場合には、歌を控える、息が</u>	○ 通いの場等の取組の<u>再開</u>に当たっては、地域の感染状況に応じた対応が重要であるため、通いの場の運営者・リーダー等からの相談等に適切に対応すること。 <u>(追加)</u>

荒くなるような運動は避ける、5人以上の会食を控えるなどの対策を講じるよう支援すること。

- 通いの場への参加を控える高齢者に対しては、参加の促進とあわせて、
 - ・ 高齢者の方々が居宅においても健康を維持できるよう、特設 Web サイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」や同サイトに掲載しているリーフレット等を活用して、運動、食生活や口腔ケア、人との交流のポイント等について、引き続き情報提供するとともに、
 - ・ 必要に応じ、心身の状況や生活の実態などを訪問等により把握し、参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐなど適切な支援を行うこと。
- また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）や「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡）等も参考に、ICTの活用や住民間での個別訪問を組み合わせるなど、通いの場等集まる取組にとどまらず、社会参加や地域づくりにつながる多様な取組の展開についても検討いただきたい。なお、今後も参考となる取組事例を収集し、周知していく予定である。

- なお、高齢者が通いの場への参加を控えることも想定されることから、
 - ・ 高齢者の方々が居宅においても健康を維持できるよう、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について（その2）」（令和2年3月27日厚生労働省老健局振興課ほか連名事務連絡）を参考に、運動、食生活や口腔ケア、人との交流のポイント等について、引き続き情報提供するとともに、
 - ・ 必要に応じ、心身の状況や生活の実態などを訪問等により把握し、参加の呼びかけや必要なサービスにつなぐなど適切な支援を行うこと。
- また、今後、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」（令和2年5月29日厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）も参考に、ICTの活用や住民間での個別訪問を組み合わせるなど、通いの場等集まる取組にとどまらず、社会参加や地域づくりにつながる多様な取組の展開についても検討いただきたい。

【参考】

(傍線の部分は変更部分)

今回の事務連絡	令和2年5月29日事務連絡
<u>(削除)</u>	・ <u>3つの密を避けるための手引き（首相官邸、厚生労働省）</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622211.pdf</u>
<u>(削除)</u>	・ <u>新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」（厚生労働省）</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html</u>
<u>(削除)</u>	・ <u>咳エチケットについて（首相官邸、厚生労働省）</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf</u>
・ <u>新型コロナウイルス感染症対策 ポスター・リーフレット集（内閣官房）</u> <u>https://corona.go.jp/proposal/</u>	<u>(追加)</u>
・ <u>新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）（厚生労働省）</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/denague_fever_qa_00001.html#Q1-2</u>	<u>(追加)</u>
・ 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」（厚生労働省、消費者庁） <u>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf</u>	
・ <u>「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」</u>	<u>(追加)</u>

<u>(令和2年5月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡)</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000644296.pdf</u> ・ <u>「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年1月29日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課ほか連名事務連絡）</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/content/000730984.pdf</u> ・ <u>「感染防止に配慮したつながり支援等の事例集」（厚生労働省）</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html</u> ・ <u>特設 Web サイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」</u> <u>https://kayoinoba.mhlw.go.jp</u> ・ <u>外出自粛時の認知症カフェ継続に向けた手引き</u> <u>①認知症カフェ企画運営者向け</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000692601.pdf</u> <u>②認知症カフェ参加者（認知症の本人と家族）向け</u> <u>https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000692602.pdf</u>	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>
--	---